

商標権	判決年月日	令和7年2月6日	担当部	知財高裁第2部
	事件番号	令和6年(ネ)第10051号		
<p>○ 被控訴人が医業及び医療情報の提供に当たり、ウェブサイト、チラシ、掲示物、看板等の広告に被告各標章 にじいろクリニック 等を使用する行為が、控訴人が有する標準文字「にじいろクリニック」から成る商標権を侵害することを認め、損害賠償請求について原判決の一部を変更した事例。</p>				

(事件類型) 商標権侵害損害賠償等 (結論) 原判決変更

(関連条文) 商標法38条3項

(原判決) 東京地方裁判所令和5年(ワ)第70130号

判 決 要 旨

- 1 本件は、控訴人(原告)が、被控訴人(被告)に対し、被告において、医業及び医療情報の提供に当たり、ウェブサイト、チラシ、掲示物、看板等の広告に被告各標章 **にじいろクリニック** 等を使用する行為は、標準文字「にじいろクリニック」から成る原告商標権(第6457577号)を侵害するなど主張して、(ア)令和3年10月18日以降、原審段階では令和5年8月17日までの被告各標章の使用による商標権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求(一部請求)として2200万円(商標法38条3項等)及びこれに対する遅延損害金の支払請求、(イ)被告各標章の使用の差止請求並びに前記広告に係る被告各標章の付されたチラシ、ウェブサイト等の廃棄請求・削除請求(商標法36条1項、2項等)、(ウ)謝罪広告の掲載請求(商標法39条、特許法106条)を求める事案である。

原審は、被告各標章は原告商標と類似すると認め、原告の請求のうち、前記期間の被告各標章の使用による商標権侵害に基づく損害賠償請求について755万6569円及び遅延損害金の支払を求める限度で一部認容し、差止請求・廃棄請求・削除請求を認容し、謝罪広告の掲載請求を棄却した。

原告及び被告は、各敗訴部分を不服として控訴を提起した。控訴審において、原告は損害の主張を整理し、事実審の口頭弁論終結時までの被告各標章の使用による商標権侵害(不法行為)に基づく損害賠償請求(① 商標法38条3項に基づく各月の使用料相当額、② 同条5項に基づく商標権の取得・維持費用、③ 弁護士費用)の一部請求として2200万円及び各遅延損害金の支払を求めた。

- 2 本判決は、被告の被告各標章の使用による原告商標権の侵害を認め、原告の請求のうち、控訴審の口頭弁論終結時までの商標権侵害に基づく損害賠償請求について1959万2137円及び遅延損害金の支払を求める限度で一部認容すべきものとし、原判決を一部変更した(その余は原判決と同旨)。このうち商標法38条3項により算定される損害額合計1776万7237円についての本判決の理由の要旨は、次のとおりである。
- (1) 被告は、被告各標章の使用に関し、原告から令和3年12月に警告書の送付を受け、

令和4年1月以降、交渉を継続した結果、同年8月には原告との間で合意書を締結し、被告各標章が原告商標と同一又は類似することを前提に、当該標章が付されたインターネット上のコンテンツ、看板、ビラ、備品その他一切からこれを削除又は撤去し、以後は、原告商標と同一又は類似する標章を使用しないことを約したが、その後も、被告各標章を使用しており、被告の過失を否定することは困難である。

- (2) 被告クリニックにおける令和5年1月1日から令和6年12月23日（控訴審口頭弁論終結日）までの間の医業収入に係る売上高については、原告による申立てに基づき当裁判所が認めた文書提出命令（証明すべき事実を「被告クリニックにおける令和5年の月平均売上は、上期が1100万円、下期が1300万円をそれぞれ下回らず、令和6年の月平均売上は、上期が1500万円、下期が1700万円をそれぞれ下回らないこと」とし、対象文書を被告の令和5年分の所得税確定申告書等とするもの。商標法39条、特許法105条1項）に対して、被告がこれに従わず、提出を拒むことについて「正当な理由」（同項ただし書）が認められないこと、被告の令和3年及び令和4年の各所得税確定申告書等の記載による各月の売上高の推移等によれば、原告の主張する前記「証明すべき事実」は不合理な内容のものではないこと、原告においては、前記対象文書の性質に照らし、その記載内容につき具体的な主張をすること及び前記証明すべき事実を他の証拠により証明することは著しく困難であると考えられることから、民事訴訟法224条3項の規定に基づき、令和5年の月平均売上につき、前記対象文書により証明すべき事実に関する原告の主張が真実であると認めることができるというべきである。また、売上高の推移に照らすと、令和6年1月1日から同年12月23日までの間の各月の売上高は、上期が1500万円、下期が1700万円と推認することができる。
- (3) 原告は、原告商標権の侵害につき事後的に定められる原告商標の使用に対し受けるべき使用料率について、性病クリニック業界の相当使用料率の相場は5.5%を下らず、原告商標の価値や被告による商標権侵害の態様などから10%を下らないと主張する。しかし、証拠上、第44類の実例は1件しかなく、その使用料率が5.5%であったというだけでは相場と認めるには足りない。原告商標は、一般的に連想されるイメージから原告の営業において一定層の顧客を吸引する力を有するものと考えられるが、原告は、もともと「あおぞらクリニック」の名称でウェブサイトを開設し、特定の外来診療を称するために「にじいろクリニック外来」という名称を使用していたことなどに照らせば、原告商標自体が、相当程度の周知性や知名度を獲得しているものとまでは認められない。よって、原告と被告の競業状況や本件の経緯を考慮しても、商標権全体の使用料率の平均値2.6%を大幅に超える料率を認めるに足りる立証があるとはいえない。当裁判所は、本件に顕れたすべての事情を考慮し、商標法38条3項に基づく損害賠償の額を算定する前提となる使用料率としては、4%をもって相当と認める。